

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様  
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人等を除く。)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

令和 2 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定  
処遇改善加算に係る届出等について

県の実施する障がい保健福祉施策については、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 4 月から標記加算を受けようとする全ての事業所等（継続・新規問わず）は、  
下記により届出書を提出されるようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 2 年 2 月 28 日（金）

※ 年度の途中で加算を取得することも可能であり、加算取得について積極的に検討いた  
だきたいこと（年度の途中で加算を取得しようとする場合は、加算を取得しようとする  
月の前々月の末日までに届出を行うこと。）。

2 提出書類

区分	福祉・介護職員 処遇改善（特別）加算	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算
(1) 令和元年 度の加算の内 容に変更のな い事業所等	ア 福祉・介護職員処遇改善計画 書（別紙様式 1）	ア 福祉・介護職員等特定処遇改 善計画書（別紙様式 7）
	イ 指定権者内事業所一覧表（別 紙様式 1 添付書類 1、該当する場 合のみ提出）	イ 指定権者内事業所一覧表（別 紙様式 7 添付書類 1、該当する場 合のみ提出）
	ウ 届出対象都道府県内一覧表 （別紙様式 1 添付書類 2、該当する 場合のみ提出）	ウ 届出対象都道府県内一覧表 （別紙様式 7 添付書類 2、該当する 場合のみ提出）
	エ 都道府県状況一覧表（別紙様 式 1 添付書類 3、該当する場合のみ 提出）	エ 都道府県状況一覧表（別紙様 式 7 添付書類 3、該当する場合のみ 提出）
(2) 令和元年 度の加算の内 容に変更のあ る事業所等	ア (1)ア～エの必要書類	ア (1)ア～エの必要書類
	イ 福祉・介護職員処遇改善（特 別）加算変更届（別紙様式 4）	イ 福祉・介護職員等特定処遇改 善加算変更届（別紙様式 10）
	ウ 就業規則、給与規程、労働保 険関係成立届等の納入証明書	ウ 就業規則改正の概要等（変更 がない場合は提出不要）

	等（変更がない場合は提出不要）	
	エ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）	エ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）
	オ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号（児：1-2号））	オ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号（児：1-2号））
（3） 令和2年度から新規に加算を算定する事業所等	ア （1）ア～エの必要書類	ア （1）ア～エの必要書類
	イ 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書（一つの事業所で申請する場合は別紙様式2、一法人で複数の事業所を一括して計画する場合は別紙様式3）	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書（一つの事業所で申請する場合は別紙様式8、一法人で複数の事業所を一括して計画する場合は別紙様式9）
	ウ 就業規則、給与規程、労働保険関係成立届等の納入証明書等	
	エ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）	ウ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）
	オ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号（児：1-2号））	エ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号（児：1-2号））

※ 届出様式は、岩手県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/jigyousha/1004043/1004045.html>

### 3 令和元年度実績報告

令和元年度に加算を取得した事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日（令和2年7月31日）までに、知事等に対して実績報告を行う必要があること。

	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算
提出書類	（1） 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5）	（1） 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書（別紙様式11）
	（2） 指定権者内事業所一覧表（別紙様式5添付書類1、該当する場合のみ提出）	（2） 指定権者内事業所一覧表（別紙様式11添付書類1、該当する場合のみ提出）
	（3） 報告対象都道府県内一覧表（別紙様式5添付書類2、該当する場合のみ提出）	（3） 報告対象都道府県内一覧表（別紙様式11添付書類2、該当する場合のみ提出）
	（4） 都道府県状況一覧表（別紙様式5添付書類3、該当する場合のみ提出）	（4） 都道府県状況一覧表（別紙様式11添付書類3、該当する場合のみ提出）

### 4 提出先及び問合せ先

担当部署		住所：電話番号	管轄市町村
盛岡広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話：019-629-6568 F A X：019-629-6579	八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町 盛岡市（障害児入所施設のみ）
	保健福祉環境部 指導監査課	住所：〒023-0053 奥州市水沢区大手町 5-5 電話：0197-48-2424 F A X：0197-25-4106	奥州市、花巻市、北上市、一関市、遠野市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話：0193-25-2702 F A X：0193-25-2294	釜石市、大槌町
	大船渡保健福祉 環境センター 管理福祉課	住所：〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話：0192-27-9913 F A X：0192-27-4197	大船渡市、陸前高田市、住田町
	宮古保健福祉環 境センター 福祉課	住所：〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話：0193-64-2213 F A X：0193-63-5602	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話：0194-53-4982 F A X：0194-52-3919	久慈市、洋野町、野田村、普代村
	二戸保健福祉環 境センター 福祉課	住所：〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話：0195-23-9202 F A X：0195-23-6432	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

※1 法人が管轄の異なる複数事業所について一括して計画した場合は、同じ内容の計画書をそれぞれの提出先に提出願います。

※2 指定権者が盛岡市の事業所については、提出先は盛岡市となります。

## 5 その他

- (1) 本加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、下回することは想定されていません。
- (2) 実績報告書を提出しない場合は、不正請求とみなし全額返還いただくこともあり得ますので御留意願います。
- (3) 加算を取得する際に提出した計画書等に変更があった場合には、変更届（別紙様

- 式4、別紙様式10)を提出してください。
- (4) 実績報告書及び関係書類は、2年間保存してください。

<b>【担当】</b>	
障がい福祉担当	柳田
電話	019-629-5447
Fax	019-629-5454